

管理 No.	g023
--------	------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署: 子ども未来部子ども育成課
(認定給付係 / 内線: 3723)

根拠区分	法律 一 条例	
処分の名称	児童扶養手当の支払いの調整	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)
	根拠規定条項	第 31 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)
	基準規定条項	第 31 条
	処分基準	児童扶養手当法第31条の規定により、児童扶養手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童扶養手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた児童扶養手当は、その後を支払うべき児童扶養手当の内払とみなすことができる。児童扶養手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童扶養手当が支払われた場合における当該児童扶養手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。
※裏面に続く		
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	<p data-bbox="309 297 632 327">【根拠法令】児童扶養手当法</p> <p data-bbox="341 394 576 423">(手当の支払の調整)</p> <p data-bbox="309 443 1481 707">第三十一条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十二条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>